

鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取市支部業務運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取市支部業務運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、長年培ってきた識見技能を地域社会へ還元する活動を行う鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取市支部（以下「年金者連盟」という。）に対し、補助金を交付し、もって地方自治の充実発展を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 本補助金の交付対象となる事業は、年金者連盟が運営する事業とする。

2 本補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。ただし、次に該当する経費は、交付対象経費としない。

- (1) 事業実施に係る直接人件費以外の人件費（一般管理人件費）
- (2) 交際費
- (3) 食糧費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 積立金
- (6) その他総務部長が不相当と認める経費

3 本補助金は、前項に定める交付対象経費に4分の1を乗じた額を交付限度額とし、年金者連盟の当該年度の活動予定及び前年度の活動実績を勘案して、当該年度の予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 年金者連盟が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明ら

かでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を交付対象経費として交付申請をすることができる。

- 2 年金者連盟は、前項の規定により交付申請をしようとするときは、消費税の申告状況等に関する申出書をあわせて提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項による申請を受けたときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届及び完了届）

第5条 規則第10条に定める着手届及び完了届は、本補助金の対象となる事業について、その提出を必要としない。

（実績報告の時期等）

第6条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。この場合において、同条第3号に定める補助事業等の経過又は成果を証する書類、写真等は、その提出を必要としない。

- 2 年金者連盟は、第4条第1項の規定による交付申請をした場合において、前項の規定による実績報告を行うときは、消費税の申告状況等に関する申出書をあわせて提出しなければならない。
- 3 年金者連盟は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 年金者連盟は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。